

○水戸市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

平成17年4月1日

水戸市規則第44号

改正 平成19年3月30日規則第41号

(題名改称)

平成28年3月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)の施行について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平19規則41・全改)

(特別特定建築物に対する基準適合命令等)

第2条 法第15条第1項の規定による命令は、特別特定建築物是正命令書(様式第1号)により行うものとする。

2 法第15条第2項の規定による要請は、特別特定建築物措置要請書(様式第2号)により行うものとする。

(平19規則41・一部改正)

(特定建築物に係る建築計画の通知等)

第3条 法第17条第5項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、特定建築物計画(計画の変更)通知書(様式第3号)に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書(以下「確認申請書」という。)を添えて行うものとする。

2 法第17条第6項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、特定建築物適合(不適合)通知書(様式第4号)により行うものとする。

(平19規則41・一部改正)

(計画の変更)

第4条 法第18条第1項の規定による計画の変更の認定(以下「計画の変更認定」という。)を受けようとする場合における同条第2項において準用する法第17条第1項の規定による申請は、計画変更認定申請書(様式第5号)の正本及び副本(法第18条第2項において準用する法第17条第4項の規定により適合通知を受けるよう申し出る場合にあつては、計画変更認定申請書の正本及び副本並びに確認申請書の正本及び副本)に、それぞれ省令第10条第2項に規定する認定通知書(以下「認定通知書」という。)(副本にあつては、その写し)及び当該変更の部分に係る省令第8条の表に

掲げる図書を添えて行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を認定したときは、特定建築物の建築等の計画変更認定通知書（様式第6号）に計画変更認定申請書の副本（法第18条第2項において準用する法第17条第7項の規定により適合通知を受けて計画の変更認定をした場合にあっては、計画変更認定申請書の副本及び確認申請書の副本）を添えて、速やかに当該申請をした者に通知するものとする。

（平19規則41・一部改正）

（申請の取下げ届）

第5条 法第17条第3項に規定する計画の認定（以下「計画の認定」という。）を申請した者又は計画の変更認定を申請した認定事業者（計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）は、当該計画の認定又は計画の変更認定を受ける前にこれらの申請を取り下げようとするときは、申請書取下げ届（様式第7号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

（平19規則41・一部改正）

（工事の取りやめ届）

第6条 認定事業者は、当該計画の認定を受けた計画（計画の変更認定を受けている場合にあっては、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届（様式第8号）の正本及び副本に認定通知書（計画の変更認定を受けている場合にあっては、認定通知書及び計画変更認定通知書）を添えて市長に提出しなければならない。

（改善命令）

第7条 法第21条の規定による命令は、認定建築物改善命令書（様式第9号）により行うものとする。

（平19規則41・一部改正）

（計画の認定の取消し）

第8条 法第22条の規定による計画の認定の取消しは、認定計画取消し通知書（様式第10号）により行うものとする。

（平19規則41・一部改正）

（建築基準法の特例の認定）

第9条 法第23条第1項の規定による既存の特定建築物に設ける昇降機についての建築基準法の特例の認定の申請は、既存建築物の特例認定申請書（様式第11号）の正本及び副本に、それぞれ建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表（い）項、（ろ）項及び（は）項に掲げる図書（同表（い）に掲げるし尿浄化槽の見取図を除く。）及び同条第6項の表昇降機の項に掲げる構造詳細図を添えて、行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を認定したときは、既存建築物の特例認定通知書（様式第12号）に既存建築物の特例認定申請書の副本を添えて当該申請をした者に通知するものとする。

（平19規則41・一部改正）

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年 3 月30日規則第41号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所用の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成28年 3 月31日規則第34号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。

4 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

特別特定建築物是正命令書

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

印

- 1 特別特定建築物の位置
- 2 特別特定建築物の用途
- 3 特別特定建築物の規模

上記の特別特定建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第 項の規定に違反していると認められるので、同法第15条第1項の規定により、 年 月 日までに次のとおり是正に必要な措置をとることを命じます。

(違反事実)

(措置の内容)

- 注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号(第2条関係)

特別特定建築物措置要請書

第 号  
年 月 日

様

水戸市長 印

- 1 特別特定建築物の位置
- 2 特別特定建築物の用途
- 3 特別特定建築物の規模

上記の特別特定建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第 項の規定に違反していると認められるので、同法第15条第2項の規定により、 年 月 日までに次のとおり是正に必要な措置をとるべきことを要請します。

(違反事実)

(要請する措置)

様式第3号(第3条関係)

特定建築物計画(計画の変更)通知書

第 号  
年 月 日

建築主事 様

水戸市長 印

下記の者から、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項の規定による申出があったので、同条第5項の規定により、確認申請書を添えて通知します。

記

- 1 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
- 2 申請者の氏名又は名称

様式第4号(第3条関係)

特定建築物適合(不適合)通知書

第 号  
年 月 日

水戸市長 様

建築主事 印

年 月 日付 第 号で通知のあった高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項の規定による申出に係る特定建築物の建築等の計画(計画の変更)は、同条第6項において準用する建築基準法第18条第3項に規定する建築基準関係規定(同法第6条の3第1項第1号若しくは第2号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え又は同項第3号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定)に適合すること(適合しないこと)を通知します。

(適合しない場合にあつては、その理由)

様式第5号(第4条関係)

計画変更認定申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
及び代表者氏名

印

年 月 日付 第 号により計画の認定を受けた計画について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項の規定による変更の認定を申請します。

計画変更の内容

	変更前	変更後
1 特定建築物及びその敷地に関する事項		
2 特定施設の構造及び配置に関する事項		
3 特定施設の維持保全に関する事項		
4 特定建築物の建築事業に関する資金計画		
5 特定建築物の建築の事業の実施時期		

注 計画の変更のある部分のみ記入すること。



様式第6号(第4条関係)

特定建築物の建築等の計画変更認定通知書

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付で申請のあった特定建築物の建築等の計画の変更については、  
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第2項において準用する同法  
第17条第3項の規定により認定したので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 特定建築物の位置
- 3 特定建築物の概要
  - (1) 主要用途
  - (2) 延べ面積
  - (3) その他の事項
- 4 計画変更の内容
- 5 適合通知の概要
  - (1) 確認番号
  - (2) 確認年月日
  - (3) 建築主事の氏名

様式第7号(第5条関係)

申請書取下げ届

年 月 日

水戸市長 様

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
及び代表者氏名

印

年 月 日付で申請した計画の認定の申請(変更認定の申請)を取り下げた  
いので、水戸市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第5条第1  
項の規定により届け出ます。

(取下げの理由)

様式第8号(第6条関係)

工事取りやめ届

年 月 日

(建築主事) 様

水戸市長

印

年 月 日付認定 第 号で計画の認定(変更認定)を受けた下記の  
計画による工事を取りやめたいので、水戸市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に  
関する法律施行細則第6条の規定により届け出ます。

(取りやめの理由)

様式第9号(第7条関係)

認定建築物改善命令書

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

印

- 1 認定建築物の位置
- 2 認定建築物の用途
- 3 認定建築物の規模

上記の認定建築物について、計画の認定を受けた計画に従い建築等又は維持保全を行っていないと認められるので、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第21条の規定により、 年 月 日までに次のとおり改善に必要な措置をとるべきことを命じます。

(理由)

(措置の内容)

- 注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号(第8条関係)

認定計画取消し通知書

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

印

- 1 認定建築物の位置
- 2 認定建築物の用途
- 3 認定建築物の規模

上記の認定建築物について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条の規定により計画の認定を取り消します。

(理由)

注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号(第9条関係)

既存建築物の特例認定申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
及び代表者氏名

印

下記の特定建築物について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項の規定による特例の認定を申請します。

- 1 特定建築物の位置
- 2 用途地域
- 3 防火地域
- 4 特定建築物の概要
  - (1) 主要用途
  - (2) 階数
  - (3) 建築面積  $\text{m}^2$
  - (4) 延べ面積  $\text{m}^2$
  - (5) 構造
- 5 特定建築物の確認年月日及び番号
- 6 昇降機の確認年月日及び番号
- 7 免除規定

様式第12号(第9条関係)

既存建築物の特例認定通知書

第 号  
年 月 日

様

水戸市長 印

下記の特定建築物については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり認定したので通知します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 特定建築物の位置

3 特定建築物の概要

(1) 主要用途

(2) 階数

(3) 建築面積  $\text{m}^2$

(4) 延べ面積  $\text{m}^2$

(5) 構造

4 免除規定

5 備考

様式第1号 (第2条関係)

(平19規則41・平28規則34・一部改正)

様式第2号 (第2条関係)

(平19規則41・一部改正)

様式第3号 (第3条関係)

(平19規則41・一部改正)

様式第4号 (第3条関係)

(平19規則41・一部改正)

様式第5号 (第4条関係)

(平19規則41・一部改正)

様式第6号 (第4条関係)

(平19規則41・一部改正)

様式第7号 (第5条関係)

(平19規則41・一部改正)

様式第8号 (第6条関係)

(平19規則41・一部改正)

様式第9号 (第7条関係)

(平19規則41・平28規則34・一部改正)

様式第10号 (第8条関係)

(平19規則41・平28規則34・一部改正)

様式第11号 (第9条関係)

(平19規則41・一部改正)

様式第12号 (第9条関係)

(平19規則41・一部改正)